

第1章 道民生活の向上

第1節 消費生活の安定と向上の確保

消費生活を取り巻く環境は、情報化の進展やライフスタイルの多様化などにより大きく変化してきており、消費者にとっては商品・役務の選択の幅が広がり、利便性の向上などが図られてきている一方で、製品事故の多発や販売方法の悪質化・巧妙化など、消費者問題はますます複雑・多様化している状況にあり、消費者利益の擁護や消費者被害の発生・拡大の防止を一層進める必要があります。

空知総合振興局では、市町における消費生活相談窓口の整備・拡充への支援や商品等の規格、表示等の適正化による公正な消費者取引の確保を図るとともに、消費生活モニターによる消費生活情報の収集などを行っています。

1 消費者対策

(1) 消費生活相談

平成21年9月の消費者庁発足と同時に新たに施行された「消費者安全法」において、消費者からの消費生活相談対応及び事業者に対するあっせん等が市町村の責務とされたことから、管内の市町に対して「北海道消費者行政活性化事業補助金」(注1)の有効活用や広域連携による専任相談員の配置などによる消費生活相談窓口の整備・拡充を働きかけてきました。その結果、管内の相談窓口体制は図1-1-2のとおりとなりました。

住民から消費生活に関する苦情・相談が寄せられた場合は、最寄りの市町相談窓口や北海道立消費生活センターを紹介するなどの対応をしています。

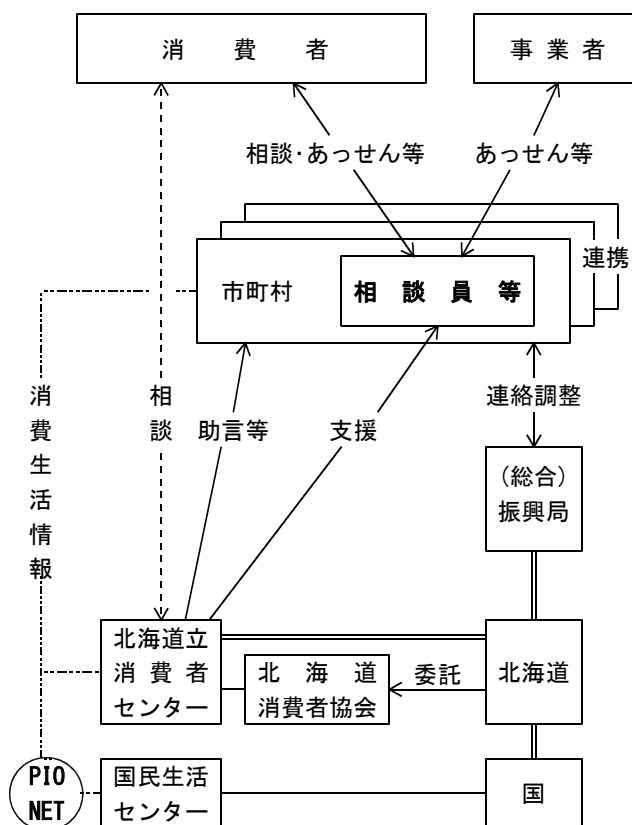


図1-1-1 消費生活相談体制

※注1 北海道消費者行政活性化事業補助金

「消費者安全法」に基づき、消費者からの苦情相談対応及びあっせん等が市町村の責務とされ、国は自治体の相談窓口強化等のため、地方消費者行政活性化交付金を創設(都道府県に基金造成)し、自治体が実施する消費者行政活性化事業に活用することとしました。これを受けて道は約13億円の基金(北海道消費者行政活性化基金)を造成して平成21~26年度の6年間補助事業を実施し、市町村の消費者行政の活性化を図るよう働きかけました。その後も国は交付金の名称や内容を変更しながら継続し、現在は「地方消費者行政強化交付金」という名称で都道府県に交付しており、交付を受けた道は「北海道消費者行政強化事業補助金」として市町村を支援しています。

平成30~令和4年度の各市町の補助金活用状況は、表1-1-3のとおりです。

表1-1-2 空知管内市町の相談窓口体制

広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・南空知消費生活相談室 (栗山町、南幌町、由仁町、長沼町) ・滝川地方消費者センター (滝川市、赤平市、歌志内市、奈井江町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) ・深川地域消費者センター (深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町)
消費者協会への委託	<ul style="list-style-type: none"> ・岩見沢市、美唄市、三笠市、砂川市、月形町(岩見沢協会に委託)
市町単独で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・夕張市、芦別市、上砂川町

表1-1-3 空知管内市町の北海道消費者行政強化事業補助金活用状況 (単位:円)

市町村名	H30	R1	R2	R3	R4
夕張市	-	-	-	-	-
岩見沢市	1,604,000	2,160,000	-	-	-
美唄市	296,666	300,698	198,600	176,516	239,682
芦別市	803,520	-	-	-	-
赤平市	610,000	426,000	157,000	-	-
三笠市	67,800	19,000	11,160	-	-
滝川市	641,258	328,416	224,038	788,720	702,548
砂川市	15,000	15,000	-	-	-
歌志内市	-	-	-	-	-
深川市	1,177,000	369,000	614,363	1,196,503	868,965
南幌町	-	-	-	-	-
奈井江町	-	-	-	-	-
上砂川町	131,000	157,528	82,553	87,200	87,200
由仁町	289,000	199,000	227,000	425,000	188,000
長沼町	-	-	-	-	-
栗山町	98,841	98,736	98,976	99,264	99,660
月形町	79,050	100,000	100,000	100,000	100,000
浦臼町	517,000	589,000	612,000	331,000	363,000
新十津川町	839,000	1,001,418	978,900	1,113,900	1,093,000
妹背牛町	-	-	-	-	-
秩父別町	-	-	-	-	-
雨竜町	-	-	-	-	-
北竜町	-	-	-	-	-
沼田町	-	-	-	-	-
合計	7,169,135	7,169,135	3,304,590	4,318,103	3,742,055

(2) 消費生活モニター

道は、道民生活の安定を図るため、「北海道消費生活条例」に基づき、生活関連重要商品等の価格及び出回り状況を道内約300人の消費生活モニターを通じて毎月調査し、その結果を広く道民に情報提供しています。

空知管内には、南空知地区(14名)・中空知地区(12名)・北空知地区(7名)計33名の消費生活モニターが配置されています。

表1-1-4 消費生活モニターの調査等の内容

- 生活必需品(49品目52銘柄)の価格及び出回り状況の月例調査
- 商品及びサービスの表示等について調査
- 消費生活に関する意見、要望及び情報の提供
- 道のアンケートへの回答

表1-1-5 品目別年度平均価格の推移(全道)

(単位：円)

品目	H30	R1	R2	R3	R4
はくさい(100g)	26.3	23.1	27.9	23.2	25.3
牛肉(100g)	368	374	365	360	380
サラダ油(1,000g)	318	306	302	339	460
食パン(6枚)	166	165	165	165	186
ティッシュペーパー(5箱)	289	309	321	319	331
灯油(ℓ)	94.0	94.0	77.7	102.0	118.2
ガソリン(ℓ)	148	145	130	158	165
クリーニング(ワイシャツ)	178	180	181	183	188
ななつぼし(10kg)	4,064	4,070	4,011	3,823	3,667
コシヒカリ(10kg)	4,452	4,421	4,395	4,226	4,163

- 1 ティッシュペーパーは、平成29年度から規格を変更しています。(320枚×5箱→300～400枚×5箱組)
- 2 牛肉は、平成30年度から規格を変更しています。(国産ローススライス→国産切り落とし)

表1-1-6 令和4年度の地域差指数

品目	南空知	中空知	北空知
生鮮食品等	105.8	96.7	101.3
乳肉製品等	97.8	99.8	104.6
油脂・調味料	97.1	102.2	99.5
加工食品	96.8	95.6	97.9
日用雑貨	96.6	105.1	98.6
家庭用燃料	102.3	106.4	98.8
自動車燃料(ガソリン)	99.0	101.0	100.3
サービス(クリーニング)	94.4	88.5	91.0
うるち米(ななつぼし)	98.4	99.9	100.7
うるち米(コシヒカリ)	96.8	89.2	96.8

*全道平均を100とする。

2 事業者に対する調査・指導

消費者の適正な商品選択に資するため、品質等の表示や提供する景品類等に係る各種法令が定められています。

空知総合振興局では、これらの法令に基づき事業者に対して調査・指導等を実施しています。

(1) 食品表示法(平成27年4月1日施行)

スーパーなどで販売されている、野菜、食肉、魚などの生鮮食料品、お米及び加工食品には名称や原産地などを表示することが「食品表示法」で義務づけられており、適正な表示のために管内の事業者(注2)に対する調査及び指導(注3)を行っています。

※注2 事業者について、札幌市域事業者(事業所が札幌市内のみにあるもの)は札幌市が、道域事業者(事業所が北海道内のみにあるもの(札幌市域事業者を除く。))は北海道が、広

域事業者（事業所が複数の都道府県の区域内にあるもの）は農林水産省（北海道農政事務所）が所管しています。

※注3 食品表示事項のうち衛生事項・保健事項については、管轄する保健所が調査及び指導を行っています。

表1-1-7 令和4年度表示調査件数

	のべ 件数	事業 所数	不問 等	口頭 指導	文書 指導	その 他	指示 公表	改善 命令
表示 実態 調査	10	10	-	7	-	-	-	-
任意 調査	0	0	-	-	-	-	-	-
立入 調査	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	10	10	-	7	-	-	-	-

(2) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年8月15日施行）

虚偽・誇大な表示や過大な景品の提供により、消費者の適正な商品選択を妨げる行為を防止するため「不当景品類及び不当表示防止法（景表法）」に基づく監視及び相談業務を行っています。

3 関係機関との連携

平成19年6月に発覚したミートホープ株式会社の食肉偽装事件の際、関係する行政機関の連携不足があったとの反省に立ち、消費者行政の円滑な推進のために関係機関と連携し、情報の共有化を図っています。

(1) 空知地区食の安全及び食品表示監視等に関する協議会

広く関係行政機関を参集して、地域における食の安全及び食品表示等に関する情報の交換・共有化を図ることを目的に平成20年4月23日に設置され、毎年5月及び11月に開催しています。

表1-1-8 空知地区食の安全及び食品表示監視等に関する協議会構成機関

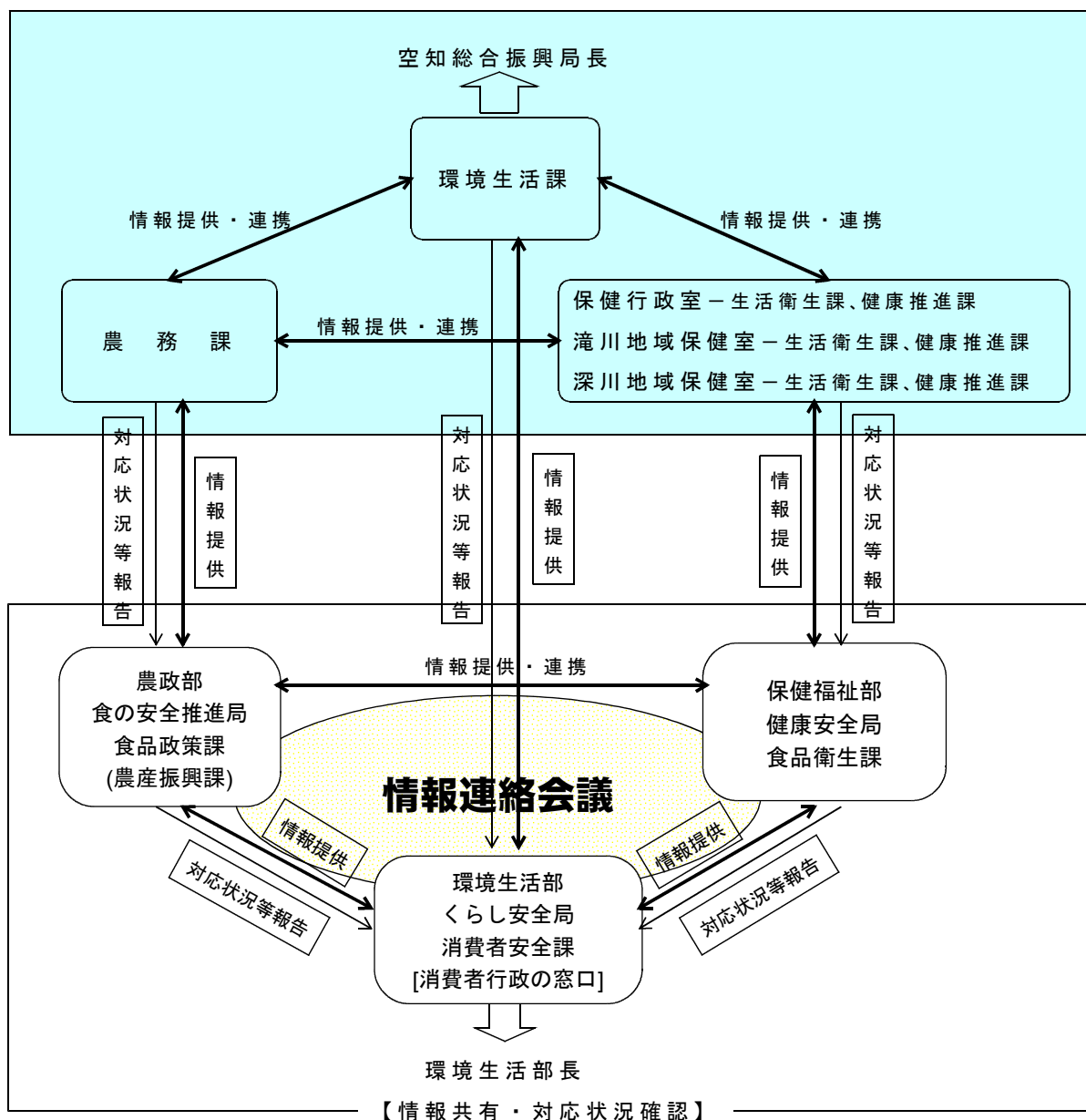
農林水産省北海道農政事務所	消費・安全部（事務局）	
	旭川地域拠点	
北海道空知総合振興局	保健環境部	保健行政室生活衛生課
		滝川地域保健室生活衛生課
		深川地域保健室生活衛生課
		環境生活課
	産業振興部農務課	
	岩見沢食肉衛生検査所	

(2) 食の安全・安心に係る通報

道では、食の安全・安心に係る通報等の内容及びその対応状況に関する情報等を関係部局で共有するとともに、一元的な管理体制を構築することを目的として、通報等の情報は環境生活部に集約及び一元化しています。

空知総合振興局環境生活課で通報等を受け、当該通報等が他の関係部局所管法令等にも関わる場合にあっては、速やかに当該関係部局に連絡します。また、総合振興局内で受けた通報は、その内容と対応状況等を各月毎に環境生活課で集約し、情報共有を図っています。

図 1-1-9 食の安全・安心に係る通報等の取扱



第2節 貸金業施策の推進

消費者金融やクレジットカード会社のキャッシングなど、貸金業者からの金銭借入等を定めた「貸金業法」(昭和58年11月1日施行)については、グレーゾーン金利(利息制限法に定める上限金利は超えているが出資法に定める上限金利には満たない金利)や過剰貸付などによる多重債務問題などが社会問題化したため、改正法が平成18年12月20日に公布され、平成19年12月19日から一部施行、平成22年6月18日に完全施行となりました。

改正法により、

ア 個人が貸金業者から借り入れる総額を年収の3分の1以下までとし、業者側が調査義務を負う

イ 法律上の上限金利を借入金額に応じて15～20%に引き下げる

ウ 貸金業者は、新たに国家資格のある主任者の設置義務を負う

など業務の適正な運営の確保が求められることとなりました。

(貸金業関係事務は、消費生活相談窓口が借入者からの相談を受理するなど消費生活業務と関連性が高いことから、本庁所管部が平成22年4月1日に経済部から環境生活部に移管され、空知総合振興局においても商工労働観光課から環境生活課に移管されました。)

1 貸金業の登録と変更

貸金業を営むには、貸金業法に基づく登録が必要です。空知総合振興局では、管内の新規登録や登録内容に変更が生じたときの届出等に関する事務を行っています。

2 貸金業者及びみなし貸金業者への指導

主たる営業所又は事務所の所在地が空知管内である業者の指導は、従たる営業所を含め当課が行いますが、現在、管内に該当する登録業者はありません。

なお、みなし貸金業者(廃業等により貸金業登録を失った後も貸付債権が残っている業者)については、必要に応じて指導・検査を実施します。

3 貸金業に関する相談窓口

北海道では、各振興局(保健環境部環境生活課)のほか、専門の相談員による貸金業の相談窓口を設置しています。

○空知総合振興局保健環境部環境生活課 0126-20-0040

受付時間：開庁日(土日・祝祭日・12月29日～1月3日を除く) 8:45～17:30

○貸金業苦情相談専門フリーダイヤル 0120-1-78372

受付時間：月曜日・金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00

次の機関でも苦情・相談窓口を設置しています。

○金融庁(金融サービス利用者相談室) 0570-016811

(※IP電話・PHSからは03-5251-6811におかけください。)

受付時間：平日10:00～17:00

○北海道財務局(多重債務者相談窓口) 011-807-5144

受付時間：月～金曜日9:00～17:00

第3節 文化・スポーツの振興

文化やスポーツは、健全な精神や肉体を育み、誰もがより豊かで充実した人生を送る上で欠かせないものであるとともに、人々の相互理解を促し、地域社会の活性化にも繋がるなど、健康で心豊かな活力ある社会の形成に重要な意義を有することから、知事部局と教育委員会で連携・協力しながら文化・スポーツ振興に取り組んできましたが、平成24年度に分掌の一元化を図りました。

現在は、次のものを除き知事部局で分掌しています。

(1)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で除外する「学校における体育」及び「文化財の保護」

(2) 学校教育活動と一体不可分のもの

1 北海道の文化振興

(1) 北海道文化振興に関する条例・指針

道民の文化に対する関心や期待の高まりに応じていくためには、道が行う様々な文化振興施策を総合的・効果的に推進し、文化行政を積極的に進めていく必要があります。

道では、文化振興に対する道の姿勢や役割を明らかにし、文化行政の基本となる事項を定めるため「北海道文化振興条例」を制定するとともに、この条例に基づき、文化振興施策の基本的な方向を明らかにし、施策の推進を進めていくため、「北海道文化振興指針」を策定しています。

(2) 北海道地域文化選奨

道では、道内各地で地域に誇りと愛着をもって文化活動や文化支援活動に取り組まれている個人や団体・民間企業の方々の活動を広く道民に紹介するとともに、その活動が地域の牽引力としてますます広がることを期待して、平成5年度から北海道地域文化選奨を贈呈しています。毎年度、北海道地域文化選奨1件、北海道地域文化選奨特別賞2件を顕彰しており、空知管内の受賞歴は以下のとおりです。

表1-3-1 北海道地域文化選奨 空知管内の受賞歴

年度	北海道地域文化選奨	北海道地域文化選奨特別賞
平成11年度		(財)空知しんきん産業文化振興基金(岩見沢市)
平成15年度		滝川映画サークル(滝川市)
平成18年度	ユウパリコザクラの会(夕張市)	
平成19年度		(株)北菓楼砂川本店(砂川市)
平成24年度	NPO法人アルピアツツアびばい(美唄市)	
平成26年度		(一財)北門信用金庫まちづくり基金(滝川市)
平成27年度		文学岩見沢の会(岩見沢市)
平成28年度		沼田町夜高あんどん実行委員会(沼田町)
令和元年度		NPO法人炭鉱の記憶推進事業団(岩見沢市)
令和3年度		舞鶴遊水池にタンチョウを呼び戻す会(長沼町)

(令和5年3月末現在)

2 北海道のスポーツ振興

(1) 北海道スポーツ推進計画

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を契機に、我が国のスポーツに対する国民の注目がこれまでにないほど高まっています。

国においては、令和4年3月、スポーツ立国を目指す重要な指針となる計画として、「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

道においても、本道の特性を生かし、スポーツを通じて健康で豊かな生活の形成と魅力ある人づくりや地域づくりを推進するとともに、将来にわたる持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、「北海道スポーツ推進条例」が新たに公布・施行され、令和5年3月には、本道のスポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年度から5年間を計画期間とする「第3期北海道スポーツ推進計画」を策定しています。

(2) スポーツ合宿誘致について

空知管内では道内・外の企業や学校などのスポーツ合宿の受け入れを積極的に行っており、多くのスポーツチームが訪れて合宿を行っています。

道ではスポーツ合宿についてホームページでの配信等を行っており、競技施設の紹介等を掲載しています。

表1-3-2 スポーツ合宿可能種目一覧

	カーリング	ゴルフ	サッカー	射的	水泳	スキー(アルペン)	スキー(スノーボード)	スポーツクライミング	テニス	バスケットボール	バドミントン	バレーボール	ハンドボール	フットサル	ボート・カヌー・セーリング	ラグビー	ラクロス	武道	空手	柔道	格闘技(空手・柔道以外)	卓球	野球・ソフトボール	陸上(フィールド・トラック)	その他
夕張市			●						●	●	●	●				●				●		●	●		
岩見沢市			●						●	●	●	●		●									●	●	
美瑛市			●		●			●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●		●	●	●
赤平市			●						●	●	●	●											●	●	
三笠市	●	●	●						●	●	●	●							●	●	●	●	●	●	●
滝川市									●	●	●	●			●								●	●	
砂川市									●	●	●	●			●								●	●	
歌志内市			●																				●	●	
深川市			●	●	●				●	●	●	●						●		●	●	●	●	●	●
南幌町																									
奈井江町																									
上砂川町	●									●	●	●													
由仁町					●									●											
長沼町			●				●		●	●	●	●											●	●	
栗山町			●							●	●	●											●	●	
月形町			●						●	●	●	●											●	●	
浦臼町	●				●				●	●	●	●											●	●	●
新十津川町			●	●	●	●	●		●	●	●	●	●				●				●	●	●	●	
妹背牛町	●									●	●	●	●									●	●	●	●
秩父別町			●						●	●	●	●										●	●	●	●
雨竜町																									
北竜町																									
沼田町					●					●	●	●											●	●	

(令和4年度の調査結果)

第4節 青少年の健全育成の推進

少子化・核家族化や高度情報化など青少年を取り巻く環境は急激に変化しており、いじめ、不登校、児童虐待、ひきこもり、インターネットの利用に起因するトラブルや犯罪など様々な課題が生じています。

道では、これらの社会情勢の変化等を踏まえつつ、令和2年度(2020年度)から5年間を計画期間とする「第2次北海道青少年健全育成基本計画」を策定し、青少年の健全育成や青少年が社会生活を円滑に営むための取組を推進しています。

※本業務については、国の「こども家庭庁」発足に伴い子ども政策を一体的に推進するため、令和5年6月1日以降は社会福祉課子ども子育て支援室に業務移管されています。

1 青少年のための健全な環境づくり

(1) 北海道青少年健全育成条例に基づく有害図書類等の立入調査

「北海道青少年健全育成条例」により、「有害図書類」・「有害がん具類」・「有害刃物」に指定された本やDVD、物品を青少年に販売したり、貸し出したり、視聴させたりすることは禁じられているほか、青少年が深夜(午後11時以降)に密室性の高い施設(カラオケボッ

クスやインターネットカフェ、マンガ喫茶等)に入場することは禁じられています。

空知総合振興局では、随時、書店、コンビニエンスストア、ホームセンター、レンタルビデオショップ等の立入調査を行い、販売方法や収納状況、年齢確認や深夜入場禁止の掲示方法などが適切でない場合は陳列・掲示方法の改善や撤去などの指導を行っています。

令和4年度においては、「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」(7月)及び「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)などに、空知管内14町中7町にて有害図書・刃物等が設置されていると思われる書店、コンビニエンスストア、ホームセンター、レンタルビデオショップ等の立入調査を実施しました。(注1)

また、「民法の一部を改正する法律」が公布され、令和4年4月1日付けで、成年年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げられることに伴い、北海道青少年健全育成条例施行規則の図書類自動販売機等管理者の要件を「20歳以上」から「18歳以上」とするなど所要の改正を行っています。

※注1 市においては、市職員を知事が調査員に委嘱し、立入調査を実施しています。

(2)「少年の主張」空知地区大会

道は、(公財)北海道青少年育成協会等と共催で、少年の健全育成及び非行防止に対する道民の理解を深めるため、中学生が発表する「少年の主張」北海道大会を開催しています。

各(総合)振興局では、管内市町村から選出された中学生による地区大会を開催しており、最優秀受賞者が、地区代表として全道大会に出場します。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のため、7月15日に空知総合振興局において、ビデオ審査により空知地区大会を開催し、12名の発表者の中から、長沼町立長沼中学校の岸楓珂さんが最優秀賞に選ばれました。また、9月に開催された全道大会(ビデオ審査)では、優秀賞に選出されています。



表1-4-1 空知地区大会最優秀賞受賞歴

年度	開催場所	参加人数	最優秀賞(空知地区代表)
令和元年度	雨竜町	16名	谷内 楓「いじめと僕の夢」(岩見沢市立清園中学校)
令和3年度	空知総合振興局	12名	谷 和珠「あつかったらぬげばいい」 -絵本が教えてくれたこと-(長沼町立長沼中学校)
令和4年度	空知総合振興局	12名	岸 楓珂「世界へ届け私の一歩」 -個性の違いを認め合う-(長沼町立長沼中学校)

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止。(令和5年3月末現在)

(3)北海道青少年顕彰

道では、自立心豊かで行動力に富み他の範となる青少年を顕彰し、本道発展の担い手としての自覚と責任感の高揚に資することを目的として、平成13年から青少年顕彰を実施しています。

対象者は、その年の4月1日現在で、満30歳までの青少年又は満30歳までの青少年で構成される団体・グループで、ボランティア・地域文化活動などの地域づくりに貢献する活動や青少年団体等の活動に貢献(3年以上実践)し、他の模範となる個人又は団体としています。

表1-4-2 空知管内の受賞者歴

年 度	北海道青少年顕彰				
	個人（氏名）	年齢	市町名	団 体	市町名
平成26年度	清水 陽介	28	滝川市	—	—
平成28年度	—	—	—	シニアリーダー会「アザレア」	新十津川町

（令和5年3月末現在）

2 青少年活動の促進

（1）北海道青少年指導員

道では、青少年対策の総合的な推進を図るため、各（総合）振興局に「北海道青少年指導員」を配置し、市町村・関係機関等との連絡調整を行っています。

また、条例（第53条）に基づき、立入調査を行い、必要に応じて、事業者への改善指導等を行っています。

（2）北海道社会貢献賞（青少年健全育成成功労者）

道では、青少年の健全育成指導等を10年以上にわたり実践され、顕著な功績のある方に対し北海道知事表彰を行っています。

表1-4-3 空知管内の受賞者歴

	市 町 村	氏 名 又 は 団 体 名
平成29年度	新十津川町	高 桑 政 章
平成30年度	岩見沢市	三 谷 寅 雄
令和3年度	砂 川 市	藤 岡 等
	砂 川 市	尾 崎 壽

（令和5年3月末現在）

（3）青少年育成空知地域合同会議

空知総合振興局では、（公財）北海道青少年育成協会と合同で、管内市町担当者及び青少年育成運動推進指導員等が一堂に会し、施策の推進や情報を共有する場として「青少年育成空知地域合同会議」を開催しています。（令和4年度は、6月17日に空知総合振興局で開催）

（4）北海道青少年基金運用益交付事業

（公財）北海道青少年育成協会では、北海道青少年基金の運用益を活用して、道内における青少年（育成）団体等の活動を助長育成するための助成金交付事業を実施しています。

表1-4-4 空知管内の助成金交付団体・グループ

年 度	団体・グループ名		助成金額
令和元年度	滝川市	西地区通学合宿実行委員会	各75,000円
	歌志内市	歌志内市子ども会育成者連絡協議会	
	新十津川町	とっぷ子どもゆめクラブ	
令和3年度	歌志内市	歌志内市子ども会育成者連絡協議会	
令和4年度	深川市	深川市舞台芸術交流協会	
	南幌町	南幌町子ども会育成連絡協議会	

（令和5年3月末現在）

第5節 アイヌ施策の推進

アイヌの人たちは、北海道などに古くから住んでいる先住民族で、固有の言語、伝統的な儀式や祭事、多くの口承文芸、アイヌ文様などの独自の文化をもち、自然の恵みに感謝しつつ、狩猟・漁撈・採集等を行い、人間を深く愛し、平和な暮らしを送っていた民族です。

今では、アイヌの伝統的な生活を続けている人はいませんが、明治以降、アイヌの人たちは激しく変化する社会の中であって社会的・経済的に恵まれない状態にありました。

道では、昭和36年から生活向上施策を始め、平成9年には文化振興施策、令和3年からは、従前の施策に加えて地域振興、産業振興、観光振興等を含めた施策を総合的に推進しています。

また、令和2年7月には、アイヌ文化の復興・発展のための拠点となるナショナルセンターである民族共生象徴空間「ウポポイ」が白老町に誕生しました。

<アイヌにかかわる歴史年表>

- ・ 明治4(1871)年 戸籍法制定(壬申戸籍)によりアイヌを平民に編入。アイヌの開墾者に家屋や農具を与え、独自の言語や風習を禁じ日本語を使用することを余儀なくされる。
- ・ 明治11(1878)年 開拓史がアイヌの呼称を旧土人とする。(M31(1898)改製原戸籍まで)
- ・ 明治32(1899)年 北海道旧土人保護法が制定。土地を無償付与して農業を奨励、医療扶助、生活扶助、教育規定、共有財産規定などが定められる。
- ・ 昭和36(1961)年 ウタリ福祉施策を実施
- ・ 平成9(1997)年 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律が制定。アイヌ文化の振興等の施策が進められる。
- ・ 平成9(1997)年 北海道旧土人保護法が廃止。(法律制定から98年目で廃止)
- ・ 令和元(2019)年 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌの人たちに対する差別の禁止などが定められる。)が制定されるとともに同法に基づき、道においては「北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針」を策定。
- ・ 令和2(2020)年 民族共生象徴空間「(愛称)ウポポイ」が白老町に開設(7月12日(日))。
- ・ 令和3(2021)年 アイヌの人たちの生活向上や文化の振興に加え、地域振興、観光振興等を含めたアイヌ政策を総合的に推進するため「北海道アイヌ政策推進方策」を策定。

第6節 安全・安心な地域づくり

1 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくりの推進

道民一人ひとりがしっかりと防犯意識を持ち、行政機関、事業者及び関係団体と協働し、基本的人権を侵害しないよう配慮しながら、犯罪の防止のための自主的な活動に取り組むとともに、地域の生活環境を犯罪が発生しにくいものへと改善していくことが重要であることから、道民や観光客等が安心して暮らし、活動することができる社会の実現を図ることを目的として、平成17年4月に「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」が施行されました。

(1) 安全・安心どさんこ運動の推進

犯罪のない安全で安心な地域は、道民によるさまざまな自主的な社会活動によって支えられています。

このため、道では「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」で採択された「あいさつ・みまもり・たすけあい運動」、「子どもの安全を見守る運動」を重点とした取組による「安全・安心どさんこ運動」を推進し、地域コミュニティの力を高めていくことによって、道民が心豊かに安全で安心して暮らすことのできる北海道をめざしています。

(2) 防犯活動推進地区の指定

道では、条例に基づき、安全で安心な地域づくりのために、他の模範と認められる地域を各自治体からの申出により「防犯活動推進地区」に1年間指定し、道の重点的・優先的な施策の実施を通じ住民の防犯意識の高揚を図るとともに、その推進地区の取り組みを広く道民に周知し、各地域における自主的な防犯活動の促進を図っています。

(管内指定状況：R4年度～栗山町 全域)

2 人権啓発・犯罪被害者等への支援

(1) 人権啓発

基本的人権の尊重とその擁護についての正しい理解と広く人権思想の普及高揚を図るため、人権週間(毎年12月4日～10日)への取組等により道民に対する啓発活動を実施しています。

また、道では、性のあり方の多様性を理解し、認め合う職場・地域づくりを通じて、道民一人一人が互いの個性や人格、多様性を尊重しながら共に生きる地域社会の実現を図ることを目的に「にじいろ講座」の開催や、企業・団体・自治体向けに「にじいろガイドブック」を作成し、LGBTへの理解促進を図っています。

(2) 犯罪被害者等への支援

犯罪等の被害にあわれた方やその家族、ご遺族の方の尊厳を重んじ、権利利益の保護を図るため、平成16年12月に「犯罪被害者基本法」が制定され、道においても、犯罪被害者等の方々の権利利益の保護と適切な支援を行うため、平成19年3月に「北海道犯罪被害者等支援基本計画(R3.4改訂)」を策定するとともに、犯罪被害者の方々を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現を目指し「北海道犯罪被害者等支援条例(H30.4.1施行)」を制定しています。

また、条例の趣旨を広く道民や事業者に理解していただくため、国で定める「犯罪被害者週間」の初日である「11月25日」を「北海道犯罪被害者を考える日」と定め犯罪被害者支援の推進を図っています。

3 社会を明るくする運動

国(法務省)では、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、毎年7月を「社会を明るくする運動」強調月間と定め、道においては、北海道推進委員会委員長に知事が就任し、関係機関と連携し取組を推進しています。

4 安全・安心な地域づくり関係功労者の表彰

(1) 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり賞

道では、犯罪のない安全で安心な地域づくりに関する自主的な活動や先駆的な取り組み等を行い、他の模範となる顕著な功績があった個人・団体・事業者の表彰を行うとともに、その活動内容を広く道民に周知し、安全で安心な地域づくりに関する意識高揚と積極的な防犯活動の促進を図っています。

表1-6-1 空知管内の受賞歴

年 度	受 賞 者	市 町 名
令和元年度	美唄警察署地域安全活動推進委員連絡協議会	美 唄 市
令和3年度	ふかがわ「すきやき隊」	深 川 市
	植村建設株式会社	赤 平 市
令和4年度	西地区子ども見まもり隊	滝 川 市

(令和5年3月末現在)

(2) 北海道社会貢献賞（地域活動推進功労者）

道では、地域活動の推進を図るため、多年にわたり住民運動やボランティア活動などの自主的な運動を実践し、住民意識の高揚に努め、豊かな地域社会づくりに顕著な功績や業績のあった個人・団体・グループの表彰を行っています。

表1-6-2 空知管内の受賞歴

年 度	氏名・団体名	ジャンル	市 町 名
令和2年度	岩見沢さつきの会	ボランティア	岩見沢市
令和3年度	花の里つきがたの水と緑を愛する会 手話サークル「エプロン」	ボランティア	月形町 岩見沢市
令和4年度	特定非営利活動法人 オアシス	ボランティア	砂川市

(令和5年3月末現在)

(3) 住民運動実践功労者の表彰（空知総合振興局長表彰）

道（空知総合振興局）では、地域住民の連帯と自治意識の高揚を図るため、住民運動の推進によって地域社会並びに道民生活の発展向上に著しく寄与した個人又は団体の表彰を行っています。

表1-6-3 空知管内の受賞歴

年 度	受 賞 者（個 人・団 体）	市 町 名
平成28年度	花いっぱい川端（団体・植樹活動）	由 仁 町

(令和5年3月末現在)

(4) 北海道社会貢献賞（更生保護功労者）の表彰

道では、保護司として15年以上活動され、その功績が顕著な方の表彰を行っています。

表1-6-4 空知管内の受賞歴

年 度	氏 名	市町村	氏 名	市町村
令和2年度	望 月 智 子	由 仁 町		
令和3年度	豊 島 進	三 笠 市		
令和4年度	角 田 浩 晃	夕 張 市		
	大 山 英 夫			

(令和5年3月末現在)

第7節 NPO活動の推進

近年、福祉・医療、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など様々な分野の社会的課題に関して、自主的・主体的に取り組む民間の非営利組織（Non Profit Organization、いわゆるNPO）の活動が活発になっています。

「特定非営利活動促進法」（NPO法）は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することなどにより、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として、平成10年12月に施行され、環境生活課に申請手続等の窓口が置かれています。

なお、平成22年以降、「北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例」により特定非営利活動法人の設立の認証等に係る事務の権限が6市町に委譲されています。

(美唄市(H26.4)、深川市(H23.4)、南幌町(H22.4)、由仁町(H27.4)、栗山町(H23.4)、浦臼町(H23.4))

表1-7-1 空知管内NPO法人認証数(所在地別) (令和5年3月末現在)

市 町 名	認証数	市 町 名	認証数	市 町 名	認証数	市 町 名	認証数
夕張市	5	滝川市	11	上砂川町	0	新十津川町	2
岩見沢市	29	砂川市	8	由仁町	1	妹背牛町	1
美唄市	8	歌志内市	0	長沼町	2	秩父別町	2
芦別市	4	深川市	10*	栗山町	7	雨竜町	1
赤平市	4	南幌町	1	月形町	1	北竜町	3
三笠市	2	奈井江町	2	浦臼町	0	沼田町	0
						計	104

* 深川市の1団体については、他市町に従たる事務所を有するため権限移譲対象外。

表1-7-2 空知管内NPO法人の活動分野 (令和5年3月末現在)

活 動 分 野	計
1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	53
2 社会教育の推進を図る活動	43
3 まちづくりの推進を図る活動	61
4 観光の振興を図る活動	9
5 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動	4
6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	38
7 環境の保全を図る活動	28
8 災害救援活動	4
9 地域安全活動	10
10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	11
11 国際協力の活動	6
12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4
13 子どもの健全育成を図る活動	36
14 情報化社会の発展を図る活動	5
15 科学技術の振興を図る活動	0
16 経済活動の活性化を図る活動	19
17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	23
18 消費者の保護を図る活動	2
19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	52
20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県の条例で定める活動	0
法人数104団体中の活動分野合計	408

※ 1法人で複数分野の活動を行っている団体もあるため、団体総数と合計は一致しません。

第8節 男女平等参画の推進

少子高齢化が急速に進み、人口減少社会に突入した中で、持続的成長を実現し、地域社会の活力を維持していくためには、男女がともにその個性に応じた多様な能力を発揮できる男女平

等参画社会の構築が不可欠であり、社会全体で取り組む最重要課題となっています。

こうした中、平成11年6月には男女共同参画社会の実現を目指した「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年12月には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成28年4月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、男女の仕事と家庭生活を取り巻く状況の変化への対応や、ワーク・ライフ・バランスの促進等に係る様々な課題に対する取り組みが求められています。

道では、平成13年に制定した「北海道男女平等参画推進条例」(注1)に基づき男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道男女平等参画基本計画」を策定し、男女平等参画社会の実現に取り組んでいます。

また、平成30年3月に策定した「第3次北海道男女平等参画基本計画」には、国の第4次計画で強調された視点を踏まえ、「防災・災害復興における男女平等参画の促進」や「貧困など生活上の困難に直面している人々への支援」を新たに盛り込むとともに、道が平成28年3月に策定した「女性活躍計画」との一体化を図りました。

※注1 男女共同参画社会基本法で規定する「男女共同参画社会」は「男女平等」を当然の前提とした上でめざすべき社会であるが、「男女平等」でない状態で単に女性が参加するだけであるという誤解を招かないよう、道では、条例の名称に「平等」を明示している。

※本節「2 男女平等参画推進員」、「5 配偶者暴力被害者支援」については、令和5年6月1日付け組織機構改正により社会福祉課子ども子育て支援室に業務移管されています。

1 北海道男女平等参画推進条例に基づく道民等からの申出に係る事務

道では、条例(第18条)に基づき、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、または男女平等参画の推進に必要なものがあるときには、道民等からの申し出を受け、適切かつ迅速な措置を講じています。

各(総合)振興局は、男女平等参画に係る施策についての苦情などに対する申出等を処理するため、条例(第19条)に基づき設置された「北海道男女平等参画苦情処理委員」への申出窓口などの機能を担っています。

表1-8-1 北海道男女平等参画推進条例に基づく申出件数(空知管内)

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
申出件数	2	5	5	8	3	2	1	2

※ DV(配偶者等からの暴力)に係る相談件数(表1-8-4、17p)を除く。

2 男女平等参画推進員

道では、地域における男女平等参画社会の実現に向けた取組を推進するため、各(総合)振興局に「男女平等参画推進員」を設置し、市町村・関係機関等との連絡調整にあたっています。

また、条例(第18条)に基づく申出(DV(配偶者等からの暴力)に係る相談を含む。)を受け、申出(相談)者に必要な情報の提供を行っています。

3 管内市町における男女平等参画等に関する条例の制定及び計画の策定状況

男女共同参画基本法(第9条)では、市町村は、国及び都道府県の男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村男女共同参画計画)の策定が努力義務として規定されています。

また、平成 27 年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が施行され、女性活躍推進計画の策定についても努力義務として規定されています。

（※市町村は両計画を一体のものとして策定が可能。）

空知管内で男女平等参画・女性に関する条例を制定しているのは 1 市（美唄市）、また、市町村男女共同参画計画を策定しているのは、24 市町中 5 市（岩見沢市、美唄市、芦別市、滝川市、深川市）でありましたが、令和 2 年度から市町村総合計画の一部を男女共同参画計画に充てることが可能となったことから、令和 5 年 3 月 31 日現在、7 町（南幌町、上砂川町、月形町、浦臼町、新十津川町、秩父別町、北竜町）が策定済みとなっています。空知総合振興局としては、未策定への市町における一層の取組が図られるよう策定に向けて働きかけを行っています。

4 市町における女性登用実態調査

男女共同参画社会の実現に向けては、男女が対等な社会の構成員として、共に様々な施策や民間団体等での方針の立案・決定に関わる機会を確保することが重要です。

男女が共に人間らしく生きる社会へと変えていくためにも、意思決定や政策決定における女性の参画が一層求められていることから、道では毎年、市町村における議員、各種審議会・委員会等の女性登用の実態を調査しています。

空知管内の市町全体における各種審議会・委員会等の女性登用率は、全道平均を下回っていますが、年々増加傾向にあります。

表1-8-2 空知管内の市町における各種審議会・委員会等の女性登用率

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
空知	15.9	16.4	16.9	16.1	17.0	17.9	19.2	19.0
全道	20.3	20.5	21.1	21.3	21.4	21.7	22.3	22.6

5 配偶者暴力被害者支援

道では、配偶者からの暴力被害者に対する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 31 年 3 月に「第 4 次北海道配偶者暴力、被害者保護及び支援等に関する基本計画」を策定し、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援に努めています。

また、北海道立女性相談援助センターや各（総合）振興局に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく「配偶者暴力相談支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置し、配偶者やパートナーからの暴力等について、被害者の保護及び自立支援を行っています。

（1）関係機関との連携

空知総合振興局では、配偶者等からの暴力被害者の保護及び自立支援を適切に行うため、各市町、警察署、裁判所、児童相談所などの関係機関と緊密な連携と相互の協力を図っています。

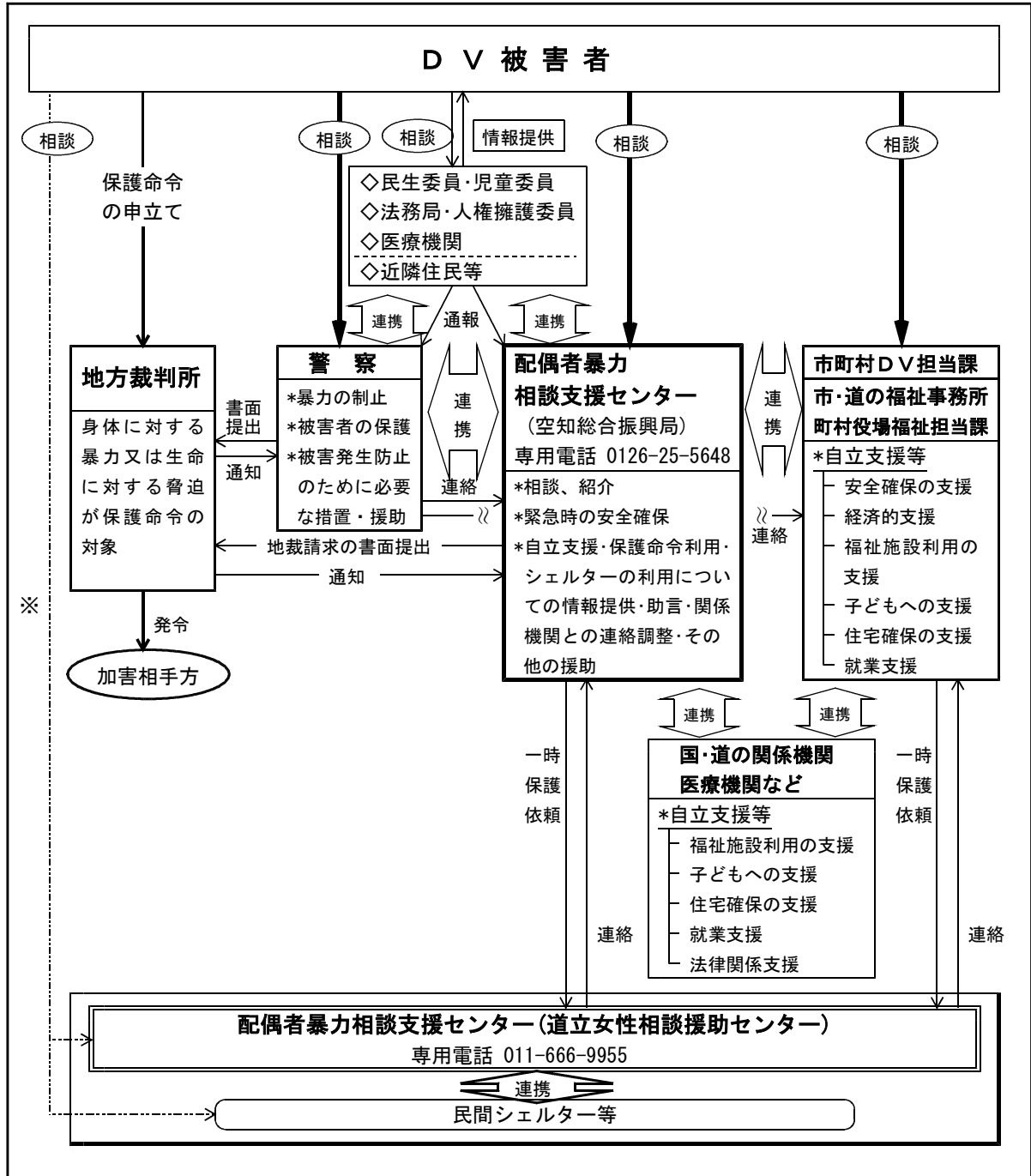
また、「空知地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に係る関係機関連絡会議」を設置し、情報交換等を行っています。

（2）被害者からの相談

支援センターでは、配偶者等からの暴力被害者の相談に応じ、保護命令制度や自立のための支援制度等に関する情報提供や専門機関の紹介等を行っています。

また、北海道立女性相談援助センターでは、被害女性や居住地のない女性などの一時保護や専門的なカウンセリングもを行っています。

図1-8-3 DV被害者一時保護の流れ



※ 被害者が上記の流れによらず、直接、女性相談援助センターまたは民間シェルター等に来所し、一時保護を求めた場合は、原則、居住地などの福祉事務所等に連絡し、対応を協議します。また、民間シェルター等の面接相談等において、DV被害者が一時保護を希望した場合は、女性相談援助センターに一時保護を依頼します。

表1-8-4 空知総合振興局配偶者暴力相談支援センターで受理した被害者からの相談件数

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
相談件数	30	46	32	30	30	35	34	19

(3) 保護命令

地方裁判所にDV防止法に基づく保護命令を申し立て認められると、加害者が被害者などに近づくことを法的に禁止することができます。支援センターでは、この保護命令手続きに関する相談に応じています。

(4) 市町村基本計画

平成19年のDV防止法の改正により、市町村は配偶者からの暴力の防止等に係る基本的な計画を定めることが努力義務とされました。空知管内では、岩見沢市、美唄市、滝川市、深川市が基本計画を策定（市町村男女共同参画計画に位置付け）しています。



女性に対する暴力根絶のシンボルマーク



パープルリボン・プロジェクトは国際的な女性に対する暴力根絶の運動です。

6 啓発活動

空知総合振興局では、「男女共同参画週間(毎年6月23日から29日まで)」や「女性に対する暴力をなくす運動(毎年11月12日から25日まで)」における啓発活動などを行っています。

【令和4年度における主な啓発活動】

- ・ 男女共同参画週間
庁内放送及び啓発ポスターの掲示
- ・ 女性に対する暴力をなくす運動
令和4年11月15日～16日
空知総合振興局庁舎 1階ロビー において、「ストップDV」パネル展を実施。



第9節 交通安全対策の推進

1 交通安全対策

道では、道民一人ひとりに交通安全思想を普及し、交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう習慣づけ、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ることによって交通事故防止の徹底を目的に交通安全運動を展開しており、空知総合振興局では、市町や警察署をはじめ、空知地区交通安全推進協議会及び関係機関・団体と連携を図りながら運動を展開しています。

(1) 交通安全運動の推進

本道では、「ストップ・ザ・交通事故～めざせ 安全で安心な北海道～」を年間スローガンとして、道・道警察・市町村をはじめ、関係機関・団体等の連携・協力のもと、「交通安全運動の重点」を軸とした通年運動や「春・夏・秋・冬」における4期40日の期別運動、「交通安全の日」等の運動、特別対策などを推進し、道民の交通安全意識の高揚に努めています。

空知総合振興局では、毎年、交通安全運動の期間中、国道12号線沿いで職員による交通安全黄旗を掲げる「旗の波運動」（街頭啓発）を実施し、自動車運転者に安全運転を呼びかける取組を行っています。

また、空知管内では、独自に管内の交通事故発生状況や特徴等を踏まえて、事故の多発が懸念される「秋の輸送繁忙期」に交通安全運動を展開しています。

表1-9-1 令和5年 交通安全運動の推進方針（概要）【空知管内】

年間スローガン	「ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～」
交通安全運動の重点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供と高齢者の安全確保 ・ スピードダウン ・ 居眠り運転の防止 ・ 安全意識の向上（夜光反射材着用促進、デイライト運動、ハイビームの活用、ながら運転・あおり運転の危険性周知） ・ 飲酒運転の根絶 ・ シートベルトの全席着用 ・ 自転車の安全利用
期別運動（4期40日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 春の全国交通安全運動（5/11～20） ・ 夏の交通安全運動（7/13～22） ・ 秋の全国交通安全運動（9/21～30） ・ 冬の交通安全運動（11/13～22）
空知管内独自運動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋の輸送繁忙期の交通安全運動（10/16～22 7日間）
道民交通安全の日等の運動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故死ゼロを目指す日（毎年5/20、9/30） ・ 道民交通安全の日（毎月15日） ・ 自転車安全日（毎月第1・第3金曜日） ・ 無事故の日（毎年6/25） ・ バイクの日（毎年8/19）
飲酒運転根絶の日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年7月13日（決起大会開催）

（令和5年3月8日決定）

(2) 交通事故の発生状況

令和4年における道内の交通事故の死者数は115人となり前年より5人減少しましたが、事故発生件数と傷者数はともに増加しました。

空知管内の交通事故の死者数は11人となり前年より2人増加しました。

（空知管内11人の内訳：人と車両の衝突2人、車両相互の衝突8人、車両単独事故1人）

表 1-9-2 交通事故死者数の推移

(件・人)

		H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
全道	事故発生件数	11,329	10,815	9,931	9,595	7,898	8,304	8,457
	死者数	158	148	141	152	144	120	115
	傷者数	13,489	12,673	11,494	11,046	9,043	9,598	9,785
空知管内	事故発生件数	491	450	454	391	315	398	415
	死者数	11	10	14	11	8	9	11
	傷者数	604	562	556	478	404	477	497

表 1-9-3 空知管内における交通事故死者数の推移

(昭和37年～令和4年(1月～12月))

年	S37	S38	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50
死者数	79	97	91	104	104	103	124	110	133	111	87	72	68	61
前年比	-	+18	-6	+13	0	-1	+11	-13	+23	-22	-24	-15	-4	-7

年	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元
死者数	47	59	51	83	57	52	61	58	57	64	58	54	59	55
前年比	-14	+12	-8	+32	-26	-5	+9	-3	-1	+7	-6	-4	+5	-4

年	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
死者数	50	55	36	59	72	62	53	75	66	57	49	47	47	34
前年比	-5	+5	-19	+23	+13	-10	-9	+22	-9	-9	-8	-2	0	-13

年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
死者数	50	33	24	18	26	28	21	17	15	15	17	29	11	10
前年比	+16	-17	-9	-6	+8	+2	-7	-4	-2	0	+2	+12	-18	-1

年	H30	R元	R2	R3	R4
死者数	14	11	8	9	11
前年比	+4	-3	-3	+1	+2

(3) 「交通死亡事故多発警報」(特別対策)

道では、交通死亡事故が一定期間に多発した場合、その状況を道民に発表し、注意喚起を行うとともに、関係機関・団体等において、警察が強化する交通指導取締りと連携した緊急的かつ効果的な広報・啓発及び街頭指導を実施し、交通死亡事故の発生を抑止することとしています。

<発表基準>

- ・全道警報「3日間で5件以上発生又は2件以上で6人以上の死者が発生」
- ・地域警報「3日間で3件以上発生又は2件以上で4人以上の死者が発生」
- ・社会的反響の大きい重大な死亡事故が発生した場合等

<警報期間>

- ・発表日から概ね7日間

<発表実績>

- ・令和4年中における全道及び空知地域の発表実績なし

2 飲酒運転の根絶

道では、後を絶たない飲酒運転を根絶させ、安全で安心して暮すことができる社会の実現に向けて、平成27年12月1日に「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」を施行しました。

全ての道民が「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という認識の下に、飲酒運転をしないこと、飲酒運転を行うおそれのあるものに対し運転をさせないこと、車両又は酒類を提供しないこと及び飲酒運転に係る車両に同乗しないことを基本として、啓発活動や教育等を通じて、道民の意識高揚を図り、飲酒運転根絶に関する施策を推進することとしています。

(1) 「飲酒運転根絶の日」の決起大会開催

道では、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」で定められた「7月13日の飲酒運転根絶の日」を広く道民に周知し、飲酒運転根絶の規範意識の醸成を図るため、飲酒運転根絶の日の催しを行っています。

＜令和4年の開催状況＞

- ・日時 令和4年7月13日（水）11時00分～30分、旗の波11時40分～10分
- ・場所 芦別市総合福祉センター2階大ホール 参加者約65人
- ・内容 概況説明「芦別市の交通事故概況」、飲酒運転根絶宣言、旗の波運動を実施

(2) 飲酒運転根絶緊急対策

道では、飲酒運転が多発する等、緊急に飲酒運転を防止するための措置を強化する必要がある場合、その状況を道民に発表し、注意喚起を行うとともに、警察による取締り強化や関係機関・団体と連携した啓発活動等を実施することで、飲酒運転の根絶を図ることとしています。

＜実施基準＞

- ・同一（総合）振興局管内又は札幌市内において、飲酒運転を伴う交通死亡事故が1年以内に複数件発生した場合。
- ・飲酒運転による逮捕事案が、
各（総合）振興局管内において「連続した3日間で3件以上」
札幌市内において「連続した3日間で4件以上」
発生した場合。
- ・社会的反響の大きい飲酒運転を伴う重大な交通事故・事件が発生した場合等

＜対策期間＞

- ・概ね7日間

＜実施実績＞

- ・令和4年中における空知地域の発表実績なし

3 交通事故相談

道では、交通事故被害者の救済のため、道庁内に交通事故相談所を設け、相談業務を行っており、また、空知・渡島・上川・オホーツク・釧路・十勝の6総合振興局にも相談所を設けており、専任の交通事故相談員が定期的に巡回相談を実施しています。

交通事故相談所では、交通事故による死亡・傷害・後遺症などの人身損害や物件損害などの被害を受けた人やその家族に対して、賠償問題や示談に向けた方法、生活・就労問題などを電話・面接・巡回相談等で受け付け、その解決について無料で指導・助言を行っています。このほか、空知管内では滝川市役所でも巡回相談（9月、令和5年2月）を実施しています。

4 交通安全関係表彰

道では、交通安全に功績のあった個人や団体等に対し、知事から表彰状及び感謝状を贈呈しています。

(1) 交通安全功労者等表彰 [令和4年度 空知管内]

- ・ 北海道社会貢献賞（交通安全功労者） 該当なし（全道10名）
- ・ 北海道社会貢献賞（交通安全優良実践団体） 該当なし（全道1団体）
- ・ 北海道善行賞（交通安全実践者） 個人4名（全道79名）

(2) 交通安全功労者知事感謝状 [令和4年度 空知管内]

- ・ 4名

(3) 交通事故死ゼロ市町村知事感謝状 [令和4年度 空知管内]

道では、交通事故死ゼロの日を長期間にわたり継続している市町村に対して、知事感謝状を贈呈しています。

表 1-9-4 令和4年・空知管内交通事故死ゼロ長期日数達成市町（知事表彰分）

市町名	達成日数	達成日	ゼロ日数開始日
歌志内市	4000日	令和4年1月21日	平成23年2月9日～